

香川県規則第九十六号

香川県認定こども園の認定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、認定こども園の認定等について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」（平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。）及び香川県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成十八年香川県条例第六十四号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法、省令及び条例において使用する用語の例による。

(保育に従事する職員の配置)

第三条 条例別表第一の一の規定により置くものとされる職員の数は、次の各号に掲げる

子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を順次合計して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）以上とする。

一 満一歳に満たない子ども 当該子どもの数を三で除して得た数

二 満一歳以上満三歳に満たない子ども 当該子どもの数を六で除して得た数

三 短時間利用児 当該子どもの数を三十五で除して得た数

四 長時間利用児のうち、満四歳に満たない子ども 当該子どもの数を二十で除して得

た数

五 長時間利用児のうち、満四歳以上の子ども 当該子どもの数を三十で除して得た数

（条例別表第二の規則で定める取組等）

第四条 条例別表第二の三の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)第五十二条に規定する大学、同法第六十九条の二第三項に規定する短期大学又は教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第二十七条の指定を受けた教員養成機関に在籍している場合

二 教育職員免許法第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験を受験する場合

三 その他前二号に準ずる場合として知事が認める場合

2 条例別表第二の三ただし書の規定により、保育士であつて、その意欲、適正、能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる期間は、当該認定ことも園が認定こども園の認定を受けた日から起算して六年を限度とする。

第五条 条例別表第二の四の規則で定める取組は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設に在籍している場合

二 児童福祉法第十八条の八第一項に規定する保育士試験を受験する場合

三 その他前二号に準ずる場合として知事が認める場合

2 条例別表第二の四ただし書の規定により、幼稚園教員免許状を有する者であつて、その意欲、適正、能力等を考慮して適當と認められるものを長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、当該認定こども園が認定こども園の認定を受けた日から起算して六年を限度とする。

（教育及び保育の内容）

第六条 条例別表第六の二の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 教育及び保育の基本及び目標については、次に掲げる事項とする。

イ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつるいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

ロ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ハ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようにすること。

ニ 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、それらに対する豊かな心情及び思

考力の芽生えを培うようにすること。

ホ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

ヘ 多様な体験を通じて、豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

二 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容については、次に掲げる事項とする。

イ 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等零歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

ロ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活様式を反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

ハ 短時間利用児及び長時間利用児に共通の四時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通じて行う教育活動の

充実を図ること。

二 保護者及び地域の子育ての能力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

三 教育及び保育の計画並びに指導計画については、教育及び保育を適切に展開できるように、次に掲げる事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成すること。

イ 短時間利用児及び長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図ること。

ロ 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ハ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動及び満三歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、

認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせることが望ましいこと。

二 受験等を目的とした単なる知識又は特別な技能の早期の獲得のみを目指すような、早期教育となることのないように配慮すること。

四 教育及び保育に関する環境の構成については、次に掲げる事項とする。

イ 零歳から就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳に満たない子どもについては特に安全の確保、健康の保持増進及び発達の促進を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異なる年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。

ロ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。この場合において、満三歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこ

と。

八 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を發揮し、子ども同士の学び合いが深まり広がるように教育及び保育に従事する職員のかかわりを工夫すること。

二 教育及び保育に従事する職員が子どもにとって重要な環境となつていることを念頭に置き、子どもと教育及び保育に従事する職員との信頼関係を十分に築き、子どもと共により良い教育及び保育の環境を創造すること。

五 日々の教育及び保育の指導における留意点については、次に掲げる事項とする。

イ 零歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解し、生活及び遊びを通じて総合的な指導を行うこと。

ロ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、次に掲げる事項に留意すること。

子ども一人一人の発達の特性及び課題

満三歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。

子どもの集団生活への円滑な移行のための家庭との連携及び協力

八 一日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

二 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通じて発達を促す経験が得られるように、環境の構成、教育及び保育に従事する職員の指導等を工夫すること。

ホ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。この場合において、利用時間の相違により食事をとる子どもととらない子どもがいることにも配慮すること。

へ 楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、子どもの食事をする

ことへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育に取り
組むこと。

ト 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ること
のできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があること及び睡眠時間は子ども
の発達の状況や個人によつて差があることから、一律とならないよう配慮するこ
と。

チ 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもにつ
いて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下
で健やかな発達が図られるよう留意すること。

リ 家庭と認定こども園との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るため
に、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常
の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等日常的な連携を図ること。
この場合において、教育及び保育に従事する職員の間の連絡及び協力の体制を築き、
家庭からの信頼を得られるようにすること。

又 教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育ての能力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育ての能力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合において、保護者の生活様式が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

六 小学校教育との連携については、次に掲げる事項とする。

イ 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な移行に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じたその質の向上を図ること。

ロ 小学校教育との連携においては、地域の小学校等との交流活動及び合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子ども及び小学校等の児童並びに認定こども園の職員及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ハ すべての子どもについて指導要録の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

（教育及び保育に従事する職員の資質の向上のための運営の工夫）

第七条 条例別表第七の一口の規定による運営の工夫は、次に掲げる事項に留意したものと
とする。

一 午睡の時間又は子どもの登園しない日の活用及び職員の配置

二 前号に掲げるものに準ずると知事が認めるもの

（子育て支援事業）

第八条 条例別表第八の子育て支援事業については、次に定めるところにより実施しなければ
ならない。

一 子育て支援事業の実施に関する計画を作成すること。

二 省令第二条第一号に掲げる事業を実施すること。

三 省令第二条第四号又は第五号に掲げる事業を実施する場合は、市町、子育てを支援
する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二
項に規定する特定非営利活動法人をいう。）等との連携を図ること。

（情報の提供）

第九条 条例別表第九の三の規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

- 一 職員の数（幼稚園教員免許状を有する者、保育士、これらの資格を併有する者、保健師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条に規定する保健師をいう。）、看護師（同法第五条に規定する看護師をいう。）、栄養士及びその他職員に区分するものとする。）

二 開園日及び開園時間

三 入園する子どもの選考方法

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

（教育保育概要）

第十条 法第六条第一項の教育保育概要は、次に掲げるものとする。

- 一 省令第四条第四号及び第五号に掲げる事項
- 二 子どもの一日の活動内容
- 三 利用料の額
- 四 職員の配置、学級の数その他の施設の概要

（認定の申請）

第十一条 法第四条第一項の規定による申請は、認定こども園認定申請書（第一号様式）により行わなければならない。

（認定の有効期間及び期間の更新）

第十二条 法第五条第一項に規定する有効期間は、認定こども園の認定の日から起算して四年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 法第五条第二項の規定による申請は、認定こども園認定有効期間更新申請書（第二号様式）により行わなければならない。

（変更の届出）

第十三条 法第七条第一項の規定による変更の届出は、変更しようとする日から起算して三十日前までに、認定こども園変更届出書（第三号様式）により行わなければならない。

（軽微な変更）

第十四条 省令第六条第一号の知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 条例第二条第一号口に該当する幼保連携型認定こども園又は同条第二号口に該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園を構成する幼稚園の収容定員に百分の五を乗じて得た数

二 条例第二条第二号イに該当する幼稚園型認定こども園 当該認定こども園である幼稚園の収容定員に百分の五を乗じて得た数

三 条例第二条第四号に規定する地方裁量型認定こども園 当該認定こども園である認可外保育施設の入所定員に百分の五を乗じて得た数

2 省令第六条第二号の知事が定めるものは、子どもの一日の活動内容とする。

（運営状況の報告）

第十五条 法第八条第一項による報告は、認定こども園運営状況報告書（第四号様式）により行わなければならない。

2 省令第七条の知事の定める日は、毎年六月三十日とする。

3 省令第七条第二号及び第三号に規定する事項については、知事が別に定める。

（廃止の届出）

第十六条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止しようとする日から起算して三十日前までに、認定こども園廃止届出書（第五号様式）により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

附 則

この規則は、公布の日（平成十八年十二月二十二日）から施行する。